

🔍 キーワードで検索できます

奉行クラウド ヘルプセンター > 勘定奉行クラウド[個別原価管理編] > リリースノート

🖨 ヘルプを印刷

2023/01/05 (予定)

改正

令和 5年10月 1日施行のインボイス制度に対応

トピック

- 伝票入力時の適格請求書発行事業者の判定
- 帳簿の記載要件

当サービスは、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に2023年 1月より順次対応します。インボイス制度に対応するために必要となる業務や当サービスでの対応は以下のとおりです。

伝票入力時の適格請求書発行事業者の判定

伝票入力時に、適格請求書発行事業者との取引かを判断する必要があります。

当サービスでは、取引先に「インボイス登録区分」と「インボイス登録番号」の項目を用意して、伝票入力時に取引先を入力した際に適格請求書発行事業者かどうか判定できるようになりました。

帳簿の記載要件

取引ごとに、適格請求書発行事業者かどうかを区分する必要があります。

仕入税額控除の経過措置が適応される適格請求書発行事業者以外との取引の場合は、帳簿に「80%控除や50%控除の特例を受ける課税仕入である旨」の記載が必要です。

当サービスでは、適格請求書発行事業者以外との取引の際は、仕入日付（伝票日付）をもとに仕入税額控除の経過措置に対する控除割合を自動判定し、帳簿上で経過措置の控除割合が表示されるようになりました。

また、仕訳伝票の取引ごとに適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れの取引を区別するために、専用の消費税区分を追加します。

上記の項目は、仕訳伝票入力時や汎用データ受入時に指定できます。

内容については、変更または次回以降へ延期する場合があります。